

2020.9.11 常任理事会

東京都中体連サッカー専門部常任理事 各位

東京都 各中学校サッカー一部顧問 各位

顧問異動に伴う、登録担当者の変更について

日本サッカー協会へのチーム登録(第3種)において、登録責任者である顧問教諭が異動した場合の登録担当者の変更については、1または2のいずれかの方法で行って下さい。

1. 登録担当者が異動されても、後任の方と引き継ぎ連絡が可能な場合

- 2020年度登録(継続)を、2019年度登録担当者(異動された方)が行い、その際、後任(新顧問)の方を登録担当者代理として登録する。
申請がJFA承認されたのち、登録担当者代理を登録担当者に変更する。

2. 登録担当者が異動で後任の方と引き継ぎがまったく行えない場合

- 当該校顧問は、各支部の登録担当者に連絡する。
すると、各支部登録担当者より、その当該校顧問に以下のPDFファイルがメールで送られる

- ① 登録責任者変更申請書
- ② 登録責任者変更申請の理由等説明書

当該校顧問は上記書類①、②を作成し、運転免許のコピーと合わせて東京都サッカー協会に郵送する。連絡先住所は、下記の通り。

〒113-0033 文京区本郷 3-10-15JFA ハウス 6F

東京都サッカー協会 協会登録担当者 宛

それが確認された後、日本サッカー協会が申請のあったチームの登録担当者を変更する。

以上